

意見書

2022年12月9日

総務省 総合通信基盤局
消費者行政第二課 御中

105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
東京都港区虎ノ門1-21-19 とうきゅうとらのもん
東急虎ノ門ビル

一般社団法人 にほん 日本ユニファイド通信事業者協会
つうしんじぎょうしゃきょうかい

会長 こんどう 近藤 くにあき 邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
総論	<p>本案に賛同します。</p> <p>当協会はユニファイド通信の事業者団体として、会員事業者と共にクラウド電話サービスや携帯電話のメッセージングサービスをはじめとしたユニファイド通信サービス全般の健全な普及・利活用を推進しています。</p> <p>今回の改正は本人確認の確実性を確保しつつ、申込者および申込を確認する通信事業者の双方の負担が軽減されることから賛同します。今回の改正案については戸籍の附票に本人確認情報が記載されるための措置と理解しておりますが、この見直しが迅速に行われたことに感謝申し上げます。</p> <p>電気通信サービスが今後も社会的な信頼性を確保するために、契約者の本人性確認が正しく行われることは非常に重要です。一方で、本人性確認を可能な限りシンプルにしていくことは国民の利便性確保の観点、および通信事業者の生産性向上、産業の健全な発展の観点からも非常に重要です。例えば、マイナンバーなどの普及に伴い、現在の多様な本人確認書類を削減・集約していくこと等、社会の状況や国民の意識、運用の効率化など、様々な観点から本人確認方法が継続的に議論されることを希望します。</p>